

平成 27 年度 財政援助団体等監査（ 2 ） 監査結果措置状況
神戸空港ターミナル株式会社

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 適正な納付書を発行し納めさせるべきもの 会社では、本市からの使用許可に基づき土地等を使用しており、その使用料の納期限は納入通知書に記載された日とされている。 会社と本市との協議の上当初の納期限を延長したにもかかわらず、本市が新たな納期限を記載した納入通知書を発行せず、当初の納期限が記載された納入通知書に基づき支払われている事例があった。 本市は変更後の納期限を記載した納入通知書を発行し、会社に支払わせるべきである。</p>	<p>土地使用料の納付時期については、開港当初から納期限を 9 月末と 3 月末の 2 回に分けていたが、平成 24 年度以降から納付書の納期限を年度当初としたために、実際の支払日とずれが生じていた。ご指摘のとおり、平成 28 年度からは正しい手続きのうえ納入通知書を発行し、会社に支払わせることとした。</p>	<p>措置済</p>